

なごや・よりどころサポート事業実施要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、名古屋市内の社会福祉法人等が協働して、地域住民の抱える困難な福祉課題の解決に向けた公益的な事業としての「なごや・よりどころサポート事業」（以下「サポート事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業は、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施し、社会福祉施設部会委員会（以下「部会委員会」という。）が主管する。

（参加法人）

第3条 この事業の趣旨に賛同し参加しようとする社会福祉法人等は、参加申込書（第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の参加申込書を提出した法人等（以下「参加法人」という。）は、事業の実施に当たり、相互に協働して事業に取り組むとともに、民生委員・児童委員、関係行政機関、関係団体等との連携に努めるものとする。

3 参加法人は、退会届（第2号様式）を提出することにより、任意に退会することができる。

（事業の内容）

第4条 サポート事業は以下の事業をもって構成する。

- （1）居場所・サロンづくり事業
- （2）若者よりそいサポート事業
- （3）就労支援事業
- （4）地域のよりどころ相談窓口事業
- （5）広報啓発に関する事業
- （6）その他、福祉課題の解決に資する事業

2 前項に掲げる事業の実施に必要な事項は、別に定める。

（事業の財源）

第5条 サポート事業の経費に充てるため、参加法人が拠出する会費（以下「社会貢献活動会費」という。）及び寄付金等を財源とする基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 社会貢献活動会費は年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）ごとに1口20,000円とし、各法人の規模に応じて1口以上の拠出を得るものとする。

3 サポート事業に係る事務経費については、基金の一部を充てるものとする。

(社会貢献推進委員会の設置及び運営)

第6条 サポート事業を実施するため、部会委員会に社会貢献推進委員会（以下「推進委員会」とする。）を設置する。

- 2 推進委員会はこの事業の運営に必要な事項について協議する。
- 3 推進委員会は、参加法人を中心に委員10名以内で構成し、部会委員会委員長の意見を聞いて本会の会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。
- 4 推進委員会に委員の互選により委員長および副委員長各1名を置く。
- 5 推進委員会は、必要に応じて委員長がこれを招集し議長となる。
- 6 委員の任期は、就任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。
- 7 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(個人情報)

第7条 サポート事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、関係者で情報の共有に努めるとともに、個人情報の適切な管理に努めるものとする。

(事務局)

第8条 サポート事業の事務は、本会の地域福祉推進部において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和元年6月11日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

「なごや・よりどころサポート事業」

参加申込書

(宛先)

年 月 日

社会福祉法人

名古屋市社会福祉協議会会長

(申込者)

法人名

代表者名 _____ 印

所在地 〒 _____

担当者所属・氏名

TEL

なごや・よりどころサポート事業について、下記のとおり申込みます。

記

1 参加施設・事業所

(1) 参加施設・事業所 _____ か所

(2) 参加施設・事業所の概要 別紙のとおり

2 社会貢献活動会費

(1) 協力口数(法人単位) _____ 口 _____ 円

(2) 社会貢献活動会費請求書の送付先(いずれかに○印を付してください)

() 請求先は法人名とし、各参加施設・事業所分をまとめて法人に送付

() 請求先は各参加施設・事業所とし、施設・事業所にそれぞれ送付

⇒別紙に施設・事業所ごとの請求額をご記入ください

() その他の請求方法(_____)

なごや・よりどころサポート事業 参加施設・事業所概要

法人名 _____

以下の事業の参加を希望します。(該当するものに○印)

施設・事業所名 (施設・事業所の種類)	所在区	担当者名	居場所・サロン	よりどころ相談窓口	若者よりそいサポート			中間的就労受け入れ	基金拠出 (事業所単位で請求の場合のみ)
					援施設	よりそい支	ア受入施設 ボランティア		
()									□
()									□
()									□
()									□
()									□
()									□

- 1 内容に変更があった場合は、変更箇所の届出をするものとします。
- 2 毎年度2月末日までに変更の申し出がなかった場合には、翌年度1年間、自動的に更新するものとします。

(第2号様式)

記入年月日	年	月	日
	年	月	日

「なごや・よりどころサポート事業」退会届

(宛先)

社会福祉法人
名古屋市社会福祉協議会会長

(申込者)

法人名

代表者名 _____ 印

所在地 〒 _____

担当者所属・氏名

TEL

このたび都合によりなごや・よりどころサポート事業を退会いたした
く、なごや・よりどころサポート事業実施要綱第3条3項の規定に基づ
き退会届を提出いたします。